

平成 19 年 3 月 12 日

株式会社日興コーディアルグループ

当社株式の東京証券取引所、大阪証券取引所および名古屋証券取引所 の監理ポストの割当解除について

本日、株式会社日興コーディアルグループ（以下「当社」）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」）、株式会社大阪証券取引所（以下「大証」）および株式会社名古屋証券取引所（以下「名証」）より、平成 19 年 3 月 13 日付で当社株式の東証、大証および名証の監理ポスト割当てを解除する旨の通知を受領いたしました。また、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する注意勧告を受け、改善報告書の提出を求められましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監理ポストの割当て解除

当社は、平成 18 年 12 月 18 日付で、過年度の決算にかかる有価証券報告書等を一部訂正する旨の発表を行いました。この開示内容から、東証、大証および名証より、有価証券報告書等の訂正内容が重要と認められる相当の事由があると判断され、今後の推移および訂正報告書提出後に審査結果いかんによっては株券上場廃止基準に該当することとなるため、そのおそれがある銘柄として東証、大証および名証の監理ポストに割当てられておりました。当社は、平成 19 年 2 月 27 日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出しておりましたが、本日、東証、大証および名証より、同報告書の審査の結果、株券上場廃止基準に該当しないと判断した旨の通知を受領し、東証、大証および名証の監理ポスト割当てが解除されることが決定いたしました。

2. 注意勧告および改善報告書

(1) 注意勧告の内容および理由

証券取引法第 172 条第 1 項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為により、金融庁より平成 19 年 1 月 5 日付で、課徴金納付命令を受けたため、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する取引所規則第 24 条第 1 項に基づく注意勧告を受けました。

(2) 改善報告書の提出事由

適時開示を適切に行うための体制について改善の必要性が高いと認められ、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する取引所規則第 22 条第 1 項の規定に基づき、その経緯および改善措置を記載した報告書の提出を求められました。

当社は、市場の信頼を傷つけ、東証、大証および名証よりこのような処分を受けたことを厳粛かつ真摯に受け止めております。当社グループは、信頼回復に向け、コーポレート・ガバナンスの更なる強化にグループ役社員が一丸となって尽力していく所存です。

また、先日発表しましたとおり、シティグループとの業務提携および資本提携からなる包括的戦略提携を通じ、個人のお客様や法人のお客様に選んでいただけるような商品やサービスを提供していきたいと考えております。

昨年 12 月 18 日に有価証券報告書等を一部訂正することを公表して以来、株主、投資家の皆様、お客様をはじめとする関係者の方々に対して、多大なご迷惑・ご心配をおかけしましたことを、あらためてお詫び申し上げます。

以 上